

山口県版利用規約【別紙 B】情報共有システム(以下、システム)利用料金表

I. 登録手数料	
登録手数料	登録工事1件につき、10,000円(消費税相当額を除く。)とします。 ↓ 0円(税抜き) 令和元年度山口県発注工事 限定価格!
II. システム利用料金	
1) 利用料金単価	登録工事1件につき、月額12,000円(消費税相当額を除く。)とします ↓ 5000円(税抜き) 令和元年度山口県発注工事 限定価格!
2) 算定基準	工事請負契約に基づく工事期間(以下「契約工期」という。)を基準とし、利用料金を算定します。 なお、算定にあたっては、31日を1ヵ月とします。
3) 算定方法	個別案件利用契約締結後、当社が電子メールにて「工事利用開始のお知らせ(山口県)information bridge」を発信した時点から契約工期の終了日までの利用期間を日数に換算し、31日で除算したもの(端数切上げ)を利用料金単価に乗じて利用料金を算定します。
4) サービス期間	契約工期終了日から62日間は、文書の修正や追加登録ができるようにフォロー期間を設けています。
5) 追加利用料金	以下の場合には、利用料金が追加されます。
契約工期の延長	当初契約工期が変更となり工期が延長となった場合には、追加利用料金が発生します。 追加利用料金は、登録工事1件につき、月額12,000円(消費税相当額を除く。)→今なら 5000円(税抜き)とし、当初契約工期と変更後の契約工期において算定した利用料金の差額を追加でお支払いいただきます。
契約工期終了後の継続利用	契約工期終了日から62日間のサービス期間を超えてシステムを継続利用する場合の追加利用料金は、継続期間に対して、登録工事1件につき、月額12,000円(消費税相当額を除く。)→今なら 5000円(税抜き)とします。
6) 利用料金の返金	以下の場合には、利用料金が返金されます。
契約工期の短縮	当初契約工期が変更となり工期が短縮となった場合には、別途操作・利用方法に関する窓口(連絡先)までご連絡ください。契約工期変更の手続きにより、利用料金の差額を返金します。 返金する利用料金は、当初契約工期と変更後の契約工期において算定した利用料金の差額とします。(工期が短縮された場合においても、利用料金に差額が発生しない場合には返金は発生しません。)
契約工事案件の中止・中断	契約工事案件の中止・中断の場合の対応についても契約工期の短縮の場合と同様とします。

工事登録の解除	利用申込み後であって、当社が電子メールにて「工事利用開始のお知らせ（山口県）information bridge」を発信した日から31日以内かつシステム未利用の場合は解除手続きを行うことができます。 この場合、登録手数料および利用料金は全額返金とします。
工事登録の中途解除	システム利用開始後、なんらかの理由で利用を止める場合は、工事登録契約の中途解除手続きを行うことができます。 当初の利用料金と解除希望日にしたがって算出した利用月数による利用料金の差額を返金いたします。 ※差額の発生が無い場合、返金はありません。 ※登録手数料の返金はありません。

Ⅲ. お支払いについて

- 情報共有システム管理事務局より請求書を送付いたします。
請求書は、お申込み時にお知らせいただいた請求締日を基準に発行いたします。
請求書の内容をご確認の上、貴社支払日までに指定金融機関へお振込み下さい。
- お支払いが確認できない場合、利用規約に基づき、システムのご利用を停止することがあります。
- お振込手数料はお客様のご負担となります。ご了承ください。

以上